訪問介護
[重要事項説明書]

2022 年 10 月 1 日

1. 訪問介護事業者の概要

法人名称	社会福祉法人　清栄会
代表者名	水野　直美
所在地	群馬県前橋市総社町植野 511-1 番地
電話番号	027-251-5428

2. 事業所の概要

事業所名	きよさとホームヘルパーステーション
所在地	群馬県前橋市青梨子町 503 番地
電話番号	027-254-1400
FAX 番号	027-254-1514
メールアドレス	houmonkaigo@kiyosatosou.jp
ホームページアドレス	https://www.kiyosatosou.jp/
開設年月日	平成 4 年 10 月 1 日
事業所番号	第 1070100803 号
管理者の氏名	茂木　玲子
事業の実施地域	前橋市・高崎市（旧群馬町）・榛東村・吉岡町・渋川市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護対象者である利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営、管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。
運 営 方 針	1. 利用者の意向を尊重し、自立した生活が営めるように支援すること 2. 利用者の身体的、精神的、財産的安全の確保に努めること 3. 常に専門的技術的の習得に努め、創意工夫し、福祉の先駆者を目指すこと 4. 高い公共性、倫理性を旨とし、事業経営の透明性を確保すること 5. 開かれた施設として地域における福祉活動の拠点となること

4. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日・12 月 30 日～1 月 3 日
受付時間	月曜日～金曜日　　9:00～18:00

	土曜日　　9:00～13:00
サービス提供日・提供時間	月曜日～土曜日　　8:00～18:00

5. 事業所の職員体制

訪問介護員等の職種	勤務の形態・人数	
管理者	常勤 1 人（兼務）	
サービス提供責任者	常勤 2 人	
訪問介護員	常勤 2 人（兼務）	非常勤 5 人

6. サービスの内容

訪問介護は提供するサービス内容、時間等により ①身体介護 ②生活介護 ③身体介護＋生活援助 に分類されます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）掃除、洗濯、調理、買い物代行、薬の受取り、衣類の整理など
身体介護＋生活援助	身体介護と生活援助が引く続き実施されるもの

7. 利用料

最終ページをご覧ください。

8. キャンセル規定

利用者のご都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供日の午前 8 時までに連絡いただいた場合	無料
サービス提供日の午前 8 時までに連絡がなかった場合	600 円

9. 支払い方法

利用料は、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月 27 日（祝休日の場合は翌営業日）に指定の口座より引き落としします。
窓口現金支払い	サービスを利用した月の翌月末日までに、窓口にて現金でお支払いください。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月末日までに、指定口座へお振込みください。指定口座はお問合せ下さい。

10. 個人情報の取扱い

（1） 事業者は、利用者からご提供いただいた利用者本人及び家族に関する個人情報を下記の目的以外に利用致しません。

【利用者の個人情報の利用目的】

- 利用者への介護サービス提供
- 介護保険事務
- 利用者のために行なう管理運営業務（利用状況の管理、会計、事故報告等）
- 事業所のために行なう管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成、学生などの自習への協力、職員の教育のために行なう事例研究等）

なお、下記目的のためには、利用者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- 介護保険事務などの事業所業務の一部を外部事業者へ業務委託を行なう場合
- 他の介護事業者との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整が必要な場合
- 利用者の受診にあたり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
- 研修等の実習生やボランティアの受入れにおいて必要な場合
- 損害賠償保険等の請求にかかる保険会社への相談または届出等
- 施設広報誌・ホームページ・SNS 等への写真の掲示

（2） 利用者又は代理人が個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等を申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

11. 相談、要望、苦情等の相談窓口

きよさとホームヘルパーステーション	管理者　茂木玲子 サービス提供責任者　依田親子 受付時間　月曜日～金曜日　9:00～18:00 土曜日　9:00～13:00
社会福祉法人清栄会　清里荘	介護支援専門員　高橋博美 受付時間　月曜日～土曜日　8:30～17:30
前橋市役所介護保険課	（住所）　前橋市大手町 2-12-1 （TEL）　027-224-1111
群馬県国民健康保険団体連合会・介護保険課	（住所）　前橋市元総社町 335-8 （TEL）　027-290-1319
その他最寄りの市町村	

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（ア） 虐待防止に関する責任者を設定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　茂木　玲子

（イ） 成年後見制度の利用を支援します。

（ウ） 研修等を通じて、職員の利用者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。

（エ）　サービス提供中に、事業所職員又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

（オ）職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 身体拘束の禁止

事業所は、「訪問介護サービス」の提供を行っている時に、利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず、利用者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を「サービス実施記録等」に記録し閲覧に供します。

14. 介護サービス記録の利用者への開示

（ア）事業所はサービス提供した際には、あらかじめ定めた「サービス実施記録」等の書面に、提供したサービス内容等を記録します。

（イ）事業所は一定期ごとに「訪問介護計画書」の見直しを行ない、前項のサービス実施記録などに、その内容を記録します。

（ウ）事業所は前項にある「サービス実施記録」等の記録をご利用終了後 5 年間は保存し、利用者・家族の求めに応じて閲覧に供し、又は自費負担によりその写しを交付します。

※白黒A4　1 枚 10 円

15. その他

（1）当ヘルパーステーションは原則として、1 年に 1 回担当者交替を実施します。

（2）利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談ください。

（3）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①　ヘルパーは、医療行為や年金等の高額な金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。（家事援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。）

②　ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。

③　ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

④　ご利用者やご家族等が当事業所や当事業所の職員に対して、暴言・暴力、又は迷惑行為、過大な要求や信用を傷つける行為等により本契約を継続することが困難となった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

16. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、緊急連絡先に連絡の上、必要に応じて、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者に連絡いたします。

17. 施設及び従業者に対する利益供与の禁止

施設及び従業者は、サービスの対償として、金品その他財産上の利益を収受しません。

[サービス利用料金表]

2022 年 10 月 1 日

1.　訪問介護サービス（特定事業所加算Ⅱ）　　1 回あたり

サービス内容	時　間	利用料金
身体介護 01・Ⅱ	20 分未満	184 単位
身体介護 1・Ⅱ	20 分以上 30 分未満	275 単位
身体介護 2・Ⅱ	30 分以上 1 時間未満	436 単位
身体介護 3・Ⅱ	1 時間以上 1 時間半未満	637 単位
以降、30 分増すごとに加算あり		
生活援助 2・Ⅱ	20 分以上 45 分未満	201 単位
生活援助 3・Ⅱ	45 分以上	248 単位
身体 1 生活 1・Ⅱ	40 分以上 1 時間 15 分未満	349 単位
身体 1 生活 2・Ⅱ	65 分以上 1 時間 40 分未満	422 単位
身体 1 生活 3・Ⅱ	1 時間 30 分以上 2 時間未満	496 単位
身体 2 生活 1・Ⅱ	50 分以上 1 時間 45 分未満	509 単位
身体 2 生活 2・Ⅱ	1 時間 15 分以上 2 時間 10 分未満	583 単位
身体 2 生活 3・Ⅱ	1 時間 40 分以上 2 時間 10 分未満	657 単位
身体 3 生活 1・Ⅱ	1 時間 20 分以上 2 時間 15 分未満	711 単位
身体 3 生活 2・Ⅱ	1 時間 45 分以上 2 時間 40 分未満	784 単位
身体 3 生活 3・Ⅱ	2 時間 10 分以上 2 時間 40 分未満	858 単位

2.　加算

初回加算	新規利用者の初回訪問時	200 単位
緊急時訪問介護加算	緊急時に要請を受けて（ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰが必要を認めた）計画にない身体介護を行った場合）	100 単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	医療提供施設の助言を受けて生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し実施すること	100 単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問する際に同行し計画を実施すること	200 単位

3.　その他の利用料

- キャンセル料…サービス提供日の午前 8 時までに連絡がない場合 1 回あたり　¥600
- 開示コピー代…白黒A4　1 枚 10 円

4.　利用料の算定方法

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…介護サービス費（単位数）合計の 13.7%
- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）…介護サービス費（単位数）合計の 6.3%
- 介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算…介護サービス費（単位数）合計の 2.4%
- 単位あたり…10.21 円

（介護サービス費（単位数）＋介護職員処遇改善加算Ⅰ（13.7%）の単位数／介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（6.3%）の単位数／介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算（2.4%）の単位数）×1 単位単価 10.21 円×0.1/0.2/0.3（1/2/3 割）自己負担分＋介護保険給付対象外（キャンセル料等）＝ご請求金額